

令和 7 年第 6 回農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 7 年 6 月 2 5 日					自	13時25分
						至	13時42分
場 所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室						
出 席 状 況	出席委員						
	委 員	1 番	毛 利 文 康				
	委 員	2 番	堀 口 英 男				
	委 員	3 番	畠 山 恵美子				
	委 員	4 番	岩 倉 賢 一				
	委 員	5 番	木 村 大 作				
	委 員	6 番	佐 藤 慶 太				
	委 員	7 番	松 本 敏 春				
	委 員	8 番	清 水 俊 一				
	欠席委員						
	・ 事務局長 齋 藤 誠 士 ・ 主 事 山 田 和 樹						
議 事 日 程	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について					
	議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について					
備 考	議長は、会議録署名委員に次の 2 名を指名した。 1 番 毛 利 文 康 2 番 堀 口 英 男						

議 事 録

・会長挨拶の後、令和7年第6回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

次に日程第4の内、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明。

1 土地の表示

所在	壮瞥町字●●—●●	公簿	●	現況	●	●●●m ²
				田		計●●●m ²
				畑		計●●●m ²
				合		計●●●m ²

区分	民地					
譲渡人	●●町●●—●●				●●	●●
世帯員男女	男●名 女●名 計●名					
農従専男女	男●名 女●名 計●名					
家畜牛馬	牛●頭					
経営状況	区分 民地					
	自作地 田 ●●●m ² 畑 ●●●m ² 計 ●●●m ²					
	賃借地 田 ●●●m ² 畑 ●●●m ² 計 ●●●m ²					
譲受人	●●町●●—●●				●●	●●
世帯員男女	男●名 女●名 計●名					
農従専男女	男●名 女●名 計●名					
家畜牛馬	牛●頭					
経営状況	区分 民地					
	自作地 田 ●●●m ² 畑 ●●●m ² 計 ●●●m ²					
	賃借地 田 ●●●m ² 畑 ●●●m ² 計 ●●●m ²					

契約の内容 始期：許可の日
 終期：—
 支払方法：—
 支払期限：—
 種類・価格：無償譲渡 一円（反一円）

申請の理由 譲渡人 父親の代から譲受人に無償譲渡する事で合意していたため。

譲受人 譲渡人から無償譲渡される事で合意しているため。

本件は、先月の農業委員会総会後の協議会でご説明しておりましたが●●町の●●氏が所有する農地、字●●－●●、公簿地目：●、現況：●、面積●●●m²を●●町の●●氏に無償譲渡するため許可申請書が提出されたものです。

●●氏の亡くなった父●●氏が●●氏に無償譲渡する事で合意していたものですが、●●氏が●●氏に生前一括贈与を行ったため無償譲渡することができませんでした。●●氏が亡くなったことにより、札幌国税局業務センター函館分室と胆振総合振興局税務課不動産取得税係に●●氏死亡の手続きを行い、贈与税の納税猶予の税額免除及び不動産取得税納税義務が免除された旨の通知が届きましたので、無償譲渡するため農地法第3条第1項の許可申請書が提出されました。

農地法第3条第1項の手続きで行う理由ですが、農地中間管理事業では無償譲渡は利用できない旨農地バンク、北海道農業公社から回答があったため、3条の申請ということになります。

なお、議案の後ろに許可申請書と図面等を添付しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上です。

議長 清水 俊一

これより議案第1号についてを審議するわけですが、議事に参与することができない委員がおりますので、会議規則第10条の規定により●●委員は議事に参与できないので退場を求めます。

暫時休憩いたします。

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

それでは議案第1号について、ご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。

—————「ありません」という声あり —————

特に発言がなければ、議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

ただいま議案第1号の審議が終了しましたので、●●委員を復席させます。

暫時休憩をいたします。

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

次に日程第4の内、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明。

1 土地の所在 壮瞥町字●●－●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m² 計●●●m²

区分 民地

種地区分 第1種農地

目的 農家住宅と付帯する通路、駐車場、雪捨場、植栽スペース、
灯油タンク及び浄化槽の建設、設置

転用計画の内容	農家住宅	1棟	●●●m ²
	通路		●●●m ²
	駐車場		●●●m ²
	雪捨場		●●●m ²
	植栽スペース		●●●m ²
	灯油タンク		●●●m ²
	浄化槽		●●●m ²
	合計		●●●m ²

転用者 土地所有者 ●● ●●

農家住宅建設者 ●● ●●

申請理由 現在居住している住宅が老朽化していることから隣接所有地に農家住宅と付帯する通路、駐車場、雪捨場、植栽スペース、灯油タンク及び浄化槽を設置するため。

本件も、先月の農業委員会総会後の協議会でご説明しておりましたが、

●●●の●●●氏の土地、字●●●－●●●、公簿地目：●●、現況：●●、面積●●●m²に●●●氏が農家住宅と付帯する通路、駐車場、植栽スペース、雪捨場、灯油タンク及び浄化槽を建設・設置するもので、当該地番は農振農用地区域であったため、町側で胆振総合振興局に農振農用地区域の除外手続きを行い、振興局の同意があったことから、除外する旨の公告を●月●日付で町が行ったことから、農地法第4条第1項の許可申請書が提出されました。当該地番の農地区分は農振農用地区域から除外したことから、農振法第8条第1項に基づく町の農業振興地域整備計画において、農業を担うべき者の育成及び確保のための施設に定められた施設、農振法第4条第2項第3号ホであり、このことから農地法施行規則第38条及び第39条第1号により第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地と判断しました。また資金の関係ですが、●●●円の事業費について、全額自己資金で対応するとの事で、金融機関から提出された残高証明書により、事業費以上の残高がある事を事務局で確認をしております。

なお、議案の後ろに許可申請書、並びに別冊に家の方の図面等も添付してありますので、併せてご覧ください。

説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました農地法第4条の規定調査によって決定をするによる許可申請について審議するわけですが、農地転用は現地ものでございます。

しかしながら番号1については、令和●年●月●日に地区担当委員3人で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれども、そのことについてよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声あり—————

それでは、番号1、●●●－●●●について、代表して岩倉委員からご意見をいただきます。

4番 岩倉委員

4番岩倉です。この案件につきましては●月●日に地区担当委員の清水会長と松本委員と私の三人で現地を確認しております。申請者は、農家住宅と付帯する通路、植栽スペース、駐車場、雪捨場、灯油タンク及

び浄化槽を建設、設置するための畑を転用したいとの出願です。現地は、字●●―●●から転用予定地を分筆したもので、転用面積は必要最小限である、公道に出るためには隣接する現在住宅が立っている非農地を通過する以外に方法が無い、現在居住している住宅の老朽化が著しい等の理由により、申請者が提出しています出願のとおり農地転用を許可することが相当だと思います。

議長 清水 俊一

ただいま岩倉委員から、現地を確認し農家住宅及び付帯する施設等の建設・設置について、許可することが相当との意見でありましたが、他にご意見はございませんか。

—————「ありません」という声あり —————

特に発言がないようなので、農地法第4条の規定による許可申請について北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声あり —————

ご異議なしと認め、農地法第4条の規定による許可申請については北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果許可相当と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにいたします。

それでは、本日附議された案件は以上で終了いたします。